

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続き方法について

判断の順序

以下の①と②については従来どおり町への確認は不要です。

① 次の表 1 の定めるところにより、認定調査票の基本調査を用い貸与必要と判断する。

表 1

対象外種目	告示第 95 号第 25 号のイに該当する者	認定調査の結果
ア 車いす及び 同付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難なもの (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 (歩行) 「できない」 —
イ 特殊寝台及び 同付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがり困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 (起き上がり) 「できない」 基本調査 1-3 (寝返り) 「できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 (寝返り) 「できない」
エ 認知症老人 徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 (意思の伝達) 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 以外、又は基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2. できない」又は基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められるもの	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便 「4. 全介助」 基本調査 2-1 移乗 「4. 全介助」

② 表 1 のアの (2) 及びオの (3) については、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより把握し、ケアマネージャー等担当者で貸与が必要と判断する。

③ 次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されている場合であっては、これらについて、町が書面等確実な方法により確認することにより、貸与必要と判断する。

- ・ i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が認める基準に適合する方等（平成 24 年厚生労働省告示第 95 号。以下「第 95 号告示」という。）第 25 号のイに該当する方（例：パーキンソン病の治療による ON・OFF 現象）
- ・ ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 95 号告示第 25 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる方（例：がん末期の急速な状態悪化）
- ・ iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 95 号告示第 25 号のイに該当すると判断できる方

* 書面等確実な方法により確認する手順について

(1) 被保険者の状態の確認

ケアマネージャーは、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態が上記ウ) i) から iii) に該当する可能性があるかどうかを確認する。

(2) 医師への確認及びサービス担当者会議の開催

ケアマネージャーは、当該被保険者の状態像が上記 i) から iii) に該当するかどうか医師の意見を確認する。（サービス担当者会議の場合もしくは照会による

サービス担当者会議の場合もしくは照会により上記 i) から iii) に該当するかどうか医師の意見（所見）が示された場合、ケアマネージャーは、サービス担当者会議において、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等について、サービス担当者会議の記録等として、所定様式に記載しておくこと。

(3) 「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」の提出

(1) から (2) において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要と判断した場合、ケアマネージャーは町に居宅サービス計画書・サービス担当者会議の記録等を添付して、「理由書」を提出する。

(4) 町での確認

町では、「理由書」とサービス担当者会議の記録等を確認しケアマネージャーに返却します。

(注) 1. 本理由書は、認定の更新又は要支援・要介護状態区分の変更があった場合には、再度作成し、提出すること。

2. 本理由書は、町長に提出するとともに、その写しをサービス担当者会議の記録とともに、居宅介護（介護予防）支援事業所において保管しておくこと。

